

令和 3 年

第 10 回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和3年 第10回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和3年10月11日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中19名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中12名出席

*本日は、第2班及び3・4・5条確認者、あっせん指名予定者の出席をお願いしています。

5 議事

- ・報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第32号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第34号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 19 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 10 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。農繁期のお忙しい中総会に出席ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の皆様には新型コロナウイルス感染防止対策として出席をご遠慮願っておりましたが、今回からいつもどおりの各班交代で総会を開催していきたいと思っております。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 15 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 6 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 1 件、第 4 条によるもの 1 件、第 5 条によるもの 6 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 6 件、利用権の設定 14 件、使用貸借権の設定 2 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 1 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、13 番委員、14 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 11 号の 6 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 6 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 11 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 11 号を終わります。続きまして、議案第 32 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 1 件、4 条 1 件、5 条 6 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 32 号農地法第 3 条による許可申請の 1 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条1件は決定します。
つづきまして、第4条1件、第5条6件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第32号農地法第4条による、転用許可申請の1件は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の6件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から6番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた13番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

13番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から北西へ、約350mのところになります。申請面積は122㎡で、現在遊休農地となっており、田としての管理が困難なので、クヌギ50本の植林を計画するものです。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、JR赤水駅から500m以内の第2種農地となります

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、内牧支所から南東へ約1.3kmのところでは、申請面積は358㎡の敷地に、野菜販売所を計画するものでしたが、申請地の現況の範囲と、字図の範囲とが、一部違っており、正確な位置を示す分筆を必要とするため、許可相当と判断しがたい状況にあります。改めて新しい面積での申請を行う必要があります。このようなことから調査班としては、不許可と判断しました。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から南東に約1.6kmのところになります。申請面積1,098㎡の敷地に、技能実習生寄宿舍(建築面積164.78㎡)、駐

車場、農業機械、資材置き場を計画するものです。農地区分は、東側へ農地の広がりがある第1種農地となります。集落接続により転用は可能となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、JR宮地から南西に約1.3kmのところになります。申請面積5,002㎡の敷地において、産業廃棄物処理施設の拡張を計画するものです。詳細として、木材粉碎敷地1,780㎡に木材粉碎工場(建築面積700㎡)を建設、ストックヤードスペース1,076㎡、駐車場1,495㎡、通路651㎡となっております。農地区分は、南へ農地の広がりがある第1種農地となりますが、集落接続により転用は可能となります。なお、県環境生活部と産業廃棄物の処理施設設置等の事前協議を現在実施中です。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から北東へ、約260mのところになります。申請面積623㎡の敷地に、個人住宅と車庫(建築面積90㎡)を計画するものです。農地区分は、JR阿蘇駅から300m以内の第3種農地となり、原則許可となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から東へ、約2.0kmのJR豊肥線沿線になります。申請面積は395㎡の敷地に、個人住宅(建築面積82.31㎡)を計画するものです。農地区分は、西へ農地の広がりがある第1種農地となりますが、集落接続のため転用は可能となります。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から南東に約190mのところになります。申請面積461㎡の敷地に、個人住宅及び車庫(建築面積105.99㎡車庫面積50㎡)を計画するものです。農地区分は、JR赤水駅から300m以内の第3種農地となり原則転用は可能となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、5条1の案件以外の件は許可相当と判断しております。

議 長 事務局より補足説明があります。

事務局 5条の1番について、別紙資料をもとに補足説明をいたします。本日現地調査を行ったところ申請面積と現地面積が異なり、申請面積の一部が既に通路となっており譲り渡し人に聞き取りをしたところ以前に交換したと返答があった。このことから今回申請が受付面積と異なることから許可は出来ないと考えます。今後、正規の面積で双方から再申請を行って頂く必要があります。

次に、5条の3番について説明します。現在、産業廃棄物を行っている申請者が、業務の拡大として木材破砕施設を計画している案件です。建築廃材や間伐材の端材等を破砕してチップ化し大分県のバイオマス発電に供給する予定です。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、

ございませんか。

(発言なし)

議 長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

12番委員 隣接地の同意は必要とするのですか。

事務局 前回の総会でも議論になりましたが、隣接地の同意は原則必要としません。

12番委員 わかりました。

議 長 他に質問は、ございませんか。

16番委員 今回の申請で、他の行政機関との協議中と聞きましたが、以前の案件でもありましたが他の機関の許可の成り行きを見て審議することはできないのですか。

事務局 他の協議や許可が決定するのを待って審議することはできません。それぞれの申請に対しては、それぞれ個別に速やかに回答することが審議機関の義務となっております。

16番委員 そういう制度ということですので、わかりました。

議 長 他に、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件については、5条案件順位1番を除いて許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法4条2件、5条5件は決定します。

これで議案第32号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第33号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第33号所有権移転の6件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から6番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第33号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転6件は決定します。

議 長 次に議案33号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第33号2番の利用権設定の14件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位14番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積

等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第33号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定14件は決定します。

議 長 次に議案33号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第33号3番の使用貸借権設定の2件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位2番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第33号の使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定の2件は決定します。

これで議案第33号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第34号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案34号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案34号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第34号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第10回総会を閉会いたします。